

中野区教育委員会会議録

令和5年第11回臨時会

令和5年10月6日

中野区教育委員会

令和5年第11回中野区教育委員会臨時会

○日時

令和5年10月6日（金曜日）

開会 午前 11時26分

閉会 午前 11時35分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 村杉 寛子

教育委員会委員 平本 紋子

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

教育委員会委員 岡本 淳之

○出席職員

教育委員会事務局次長 石崎 公一

子ども・教育政策課長、学校再編・地域連携担当課長

渡邊 健治

○書記

教育委員会係長 香月 俊介

教育委員会係 伊藤 芽依

○会議録署名委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 平本 紋子

○傍聴者数

0人

○議事日程

1 議決事件

(1) 第47号議案 審査請求に対する裁決について

○議事経過

午前 11 時 26 分開会

入野教育長

定足数に達しましたので、第11回臨時会を開会いたします。

それでは、議事に入ります。

会議録署名委員は、平本委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりでございます。

日程に入ります。

お諮りいたします。議決事件、第47号議案「審査請求に対する裁決について」につきましては、裁決の過程における案件であり、意思決定の中立性を確保するため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書」の規定に基づき、会議を非公開としたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、非公開とすることに決定いたしました。

(以下、非公開)

(令和5年第11回臨時会における会議録の公開決定に基づき、個人情報に該当する部分を除き、以下非公開部分を公開)

<議決事件>

入野教育長

それでは、議決事件に入ります。

議決事件、第47号議案「審査請求に対する裁決について」を上程いたします。

初めに、事務局から提案の説明をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは、第47号議案について説明いたします。

まず、提案理由でございますけれども、令和5年8月5日付で審査請求書により提起された審査請求に対する裁決を行う必要があるためでございます。

裁決書のほうをごらんください。

主文といたしましては、本件審査請求を却下するというものになります。

第1の事案の概要でございますけれども、審査請求人につきましては、令和5年4月7

日付で陳情書を処分庁宛てに提出をしました。当該陳情書には、「中野区教育委員会である口頭説明を申し出ます」との記載がございました。

上記の陳情書の提出を受けまして、教育委員会の教育長及び教育委員並びに教育委員会事務局の職員が打合せをいたしまして、本件申出の取扱いに関しましては、口頭による説明を不要とする旨の結論に至ったため、令和5年5月19日、中野区教育委員会事務局子ども・教育政策課教育委員会係長から審査請求人宛てに電子メールによる回答を行ったところでございます。

審査請求人につきましては、本件陳情書による陳情を取り下げる旨の令和5年5月20日付、「陳情取り下げ願出書」を処分庁宛てに提出をいたしました。

令和5年5月21日付で審査請求書による審査請求が提起されました。

令和5年8月4日、上記4の審査請求を却下する旨の裁決を行いまして、審査請求人らに当該裁決に係る裁決書の謄本を送付いたしました。

審査請求人らは、本件回答を不服といたしまして、令和5年8月5日付で審査請求書による本件審査請求を提起したというものでございます。

第2、審査請求人の主張の要旨になりますけれども、本件回答によりまして、本件陳情書で申し出た口頭説明を不許可とする旨の処分、すなわち公権力により請願権の範囲を制限する行為を受けた旨を主張しているものでございます。

第3、理由になります。

1、審査請求に係る法の規定についてでございますけれども、処分についての審査請求は行政不服審査法第2条の規定によりまして、「行政庁の処分に不服がある者」ができるところで、当該「行政庁の処分に不服がある者」とは、昭和53年3月14日最高裁判所第三小法廷判決に従いまして、行政庁による処分によって自己の権利利益の侵害を受け、当該処分の取消しを求める法律上の利益を有する者と解するのが相当であり、処分の効果が期間の経過その他の事由により消滅し、処分の取消しにより回復すべき法律上の利益を失った者は「行政庁の処分に不服がある者」には該当せず、同人による審査請求は不適法なものとなります。

なお、審査請求を行った後、回復すべき法律上の利益が失われた場合についても、既に裁決により救済を得る利益は失われていると解され、事情は変わらないということでございます。

2、本件審査請求についてでございますけれども、本件審査請求は本件回答を不服の対

象としてなされたものであるところ、本件回答は本件陳情書による陳情の中でなされた本件申出に対し、口頭説明を不要とする旨を回答したものでございましたが、上記第1の3のとおり、本件陳情書による陳情は令和5年5月20日付「陳情取り下げ願出書」の提出により取り下げられ、当該陳情の中でなされた本件申出についても同様に取り下げられるということからすれば、本件回答の効果は既に消滅していることとなるため、本件回答の取消しまたは変更により審査請求人が回復すべき自己の権利または法律上保護された利益がなお存在していると認めることができず、本件審査請求は不適法なものであると言わざるを得ません。

以上のとおり、本件審査請求は、不適法なものであり、その不備を補正することができないことは明らかなものであることから、行政不服審査法第24条第2項及び第45条第1項の規定に基づきまして、審理手続をせずし却下されるのが相当でございます。

なお、令和5年8月5日付審査請求書の「審査請求に係る処分の内容」中に「前審査請求、本件審査請求を通じ、当該処分の取消しはもとより求めておらず、行政事件訴訟法3条7項にいう差止め、すなわち将来の権利の制限をする処分をしてはならない旨を命ずることを求めていることに、誤解のないようにされたい」と記載がございますが、本件審査請求は、行政不服審査法に基づきなされている手続であり、行政事件訴訟法第3条第7項で定める差止めの訴えとは異なる手続であることを念のため申し添えます。

よって、主文のとおり裁決をすると考えてございます。

なお、「教示」といたしまして、以下のことを記載してございます。

この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、中野区を被告として、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めすることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、中野区を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起すること

が認められる場合があります。このような教示をしたいと考えてございます。

説明は以上となります。

入野教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第 47 号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

ここでお諮りいたします。本日の議決事件、第 47 号議案「審査請求に対する裁決について」及び 9 月 29 日の第 10 回臨時会における協議事項「審査請求の取扱いについて」につきましては、会議を非公開の取扱いといたしましたが、会議録の調製及び公開の手続が整い次第、個人情報に該当する部分を除き会議録の公開を行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、そのように公開することに決定いたしました。事務局はただいまの決定内容に従い、当該会議録の公開手続を行ってください。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これもちまして、教育委員会第 11 回臨時会を閉じます。ありがとうございました。

午前 11 時 35 分閉会